

未来を拓く教育環境の実現に向けて

— 令和8年4月からの授業料改定について —

山口大学は、昨今の物価高騰や光熱費の上昇など厳しい社会情勢の中、学生の皆様により質の高い教育環境を提供し続けるため、およそ20年ぶりとなる授業料の改定を決定しました。

授業料改定の概要

■ 授業料改定の内容

令和8年4月以降の学士課程（学部・学環）入学者（留学生を含む）及び令和9年4月以降の大学院博士前期課程（修士課程、専門職学位課程含む）の入学者より、右表のとおり授業料を改定します。なお、令和7年度現在の在学学生には適用しません。また、入学料、検定料の改定は行いません。

	現行	改定後	改定の時期
学士課程 (学部・学環)	535,800円	642,960円	令和8年4月 入学者より
大学院博士前期課程 (修士課程、専門職学位課程含む)	535,800円	642,960円	令和9年4月 入学者より
大学院博士後期課程 (医学系研究科医学博士課程、 共同獣医学研究科博士課程含む)	535,800円	現行どおり	—

※編入学者は、通常の入学者の学年進行に合わせて適用します。

■ 経済的支援の取組

授業料改定後も、志のある学生が経済的状況により本学で学ぶ機会を逸することがないように、現行の授業料減免と同様に改定後の授業料も、その減免割合に応じて減免を行います。また、山口大学独自の経済的支援の充実にも引き続き努めます。

改定分の使途について

■ 学生の声に応える環境整備

授業料改定分は、在学期間中のより高いレベルの教育研究環境の提供に反映することをお約束します。これまでに行った学生アンケートやご意見箱に寄せられた要望を吟味し、優先順位を付けて計画的に整備するとともに、今後も学生の声に耳を傾け、要望を尊重します。



■ 使途の公開

整備の進捗状況や使用した金額については、ホームページ等を通じて適時適切に公開し、透明性を確保します。「山口大学レポート」の誌面でも、今後、整備状況等について報告する予定です。

■ 山口大学の内部統制体制について

山口大学では、業務方法書に規定した「内部統制に関する基本事項」に基づき、「内部統制システム」を運用しています。

実施体制

モニタリングの実施

山口大学では、各部局における自己点検（1次モニタリング）、統括担当部署における各部局へのチェックリスト等での点検・ヒアリング（2次モニタリング）及び内部監査室が実施する内部監査（3次モニタリング）の3つのモニタリングを実施しています。

モニタリング結果等の情報共有

業務方法書に記載するリスク管理等の内部統制に関する事項について、協議及び情報を共有するために、学長、理事、特命理事及び各キャンパスの事務部長（総務企画部長・医学部事務部長・工学部事務部長）で構成する内部統制会議を毎月開催しています。

モニタリングの結果は内部統制会議に報告され、問題点があれば、要因の分析や改善策について協議を行い、その結果（検討状況・改善指示等）について部局長会議等を通じ学内全体で情報共有する体制を構築しています。

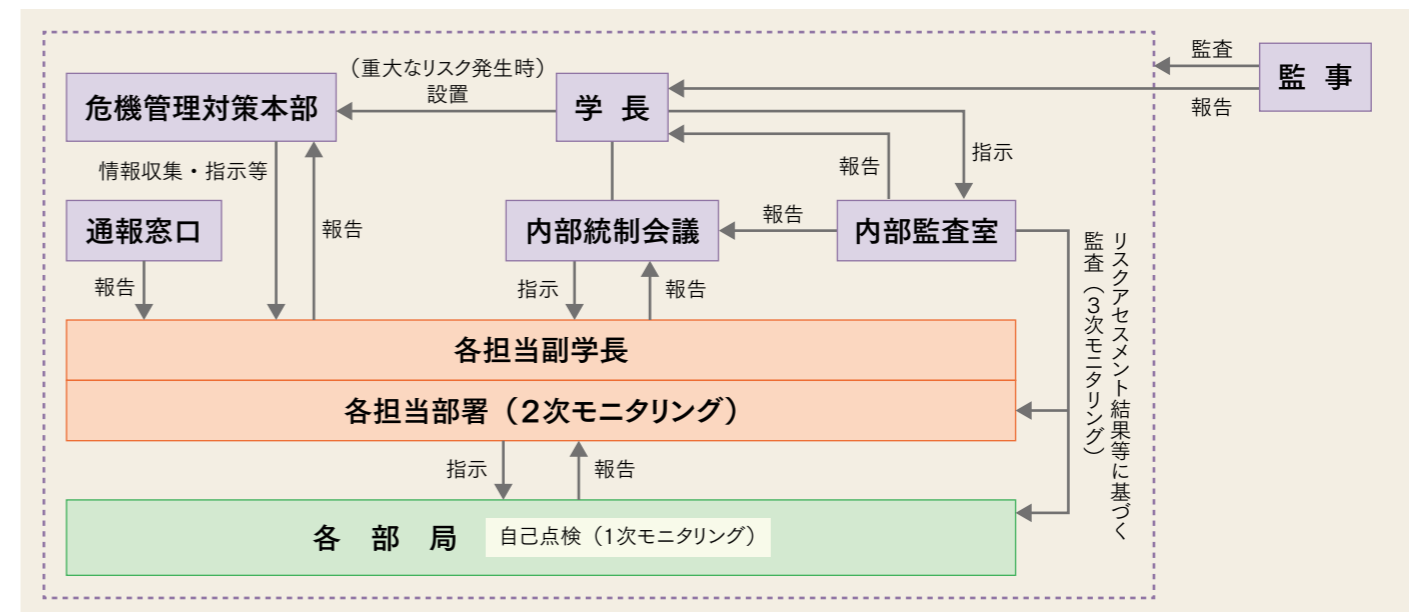
「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況の確認

「国立大学法人ガバナンス・コード」は、国立大学が特性を踏まえた取り組みを実施し、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するとともに、経営の透明性を高め、自ら強靱なガバナンス体制を構築していくための基本原則で、令和元年度に一般社団法人国立大学協会が文部科学省、内閣府の協力を得て策定したものです。

山口大学では、中期計画において、学長のリーダーシップのもとで、「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況を自主的、継続的に確認・点検することで強靱なガバナンス体制を構築することとしており、内部統制会議において適合状況を確認し、自己点検・改善を行っています。

なお、本学の「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況については、ホームページで公表しています。

URL https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/governance_code/



▲ 内部統制推進体制図